令和５年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

ふじみ野市監査委員

令和５年度　公の施設の指定管理者監査結果報告書

第１　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による監査

第２　監査の対象

令和５年度公の施設の指定管理者監査は、次の指定管理施設を監査対象として実施した。

１　ふじみ野市立エコパ

(1) 指定管理者　　ふじみのエコウェルズ株式会社
(2) 所 管 部 課　　環境課
(3) 指 定 期 間　　平成２６年６月１日から令和１３年３月３１日まで

２　ふじみ野市立大井総合福祉センター

(1) 指定管理者　　日本環境クリアー株式会社　埼玉西営業所
(2) 所 管 部 課　　高齢福祉課
(3) 指 定 期 間　　令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで

第３　監査の範囲

令和４年度及び令和５年度における出納その他の事務の執行で、ふじみ野市が指定した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

第４　監査の着眼点

公の施設の指定管理者監査に当たっては、「ふじみ野市監査委員監査基準」及び関係法令に準拠し、指定管理に係る事務執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に置いた上で、下記項目について検証を行った。

１　指定管理者に対する監査

(1) 施設は、法・条例等の定めるところにより、適切に管理されているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
(3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、料金設定等は適正になされているか。
(4) 利用促進のための努力はなされているか。
(5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

２　所管部課に対する監査

(1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法・条例等に根拠をおいているか。
(2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
(3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
(6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。
(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第５　監査の主な実施内容

監査に当たっては、指定管理者及び所管部課から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明聴取により監査を実施した。

第６　監査の実施期間

令和５年８月４日から令和５年１０月２７日まで

第７　監査の概要

１　ふじみ野市立エコパ

(1) 施設の概要

施設の所在地	ふじみ野市駒林１１１７番地
指定管理導入年月	平成２６年６月
施　設　規　模	・構造：柱・鉄筋コンクリート造、梁・鉄骨造　地上１階建 ・延床面積：１，８１８．８２㎡
施　設　内　容	１階　バーデプール、幼児用プール、採暖室、浴室１・２、露天風呂１・２、脱衣室１・２、大広間、多目的室Ａ～Ｃ、和室Ａ・Ｂ、交流室、レストラン、下足室、健康相談室、トイレ（多目的を含む）、受付 屋外　駐車場１４２台（管理・啓発棟と兼用） 駐輪場３０台

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立エコパは、利用料金及び指定管理料等による収入で管理運営されている。

令和４年度の指定管理者の管理運営費の収支実績額は、収入額 154,905,803 円、支出額 180,571,048 円（過不足金 200 円を含む）で、差し引き△25,665,245 円となっている。

その内訳は次のとおりである。

ア　管理運営費

収入　（単位：円）

費　目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）

指定管理料	－	128,898,532	－
減免補填収入	－	17,152,640	－
利用料金等	－	1,862,010	－
事業収入	－	6,825,858	－
雑入	－	166,763	－
収入合計（ア）	－	154,905,803	－

支出　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
人件費	－	92,937,153	－
委託料	－	44,326,790	－
光熱水費	－	11,449,830	－
修繕費	－	13,074,866	－
修繕積立費	－	△3,072,986	－
雑損失		200	
その他	－	21,855,195	－
支出合計（イ）	－	180,571,048	－

収支　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
収支（ア－イ）	－	△25,665,245	－

(3) 施設の管理及び運営について

当該施設はＤＢＯ方式として運営業務を行うため、特別目的会社である「ふじみのエコウェルズ株式会社」を設立し、指定管理者の指定を受けるとともに、特別目的会社を構成している「株式会社クリーン工房」に運営業務を委託し管理運営を行っているものである。

施設内には、大広間、和室、多目的室の諸室の他、バーデプール、浴室、レストランや物品販売コーナー等、多種多様な設備が併設し、「ふれあい・交流・健康増進」をテーマに、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の利用者が楽しめる施設となっている。

(4) 監査の結果

ア　指定管理者

施設に係る管理運営は、概ね適切であると認められた。

管理面では、施設内だけでなく施設周辺についても清掃が行き渡り、利用者が気持ち良く利用できる清潔な環境が保たれていた。

バーデプールについては、マニュアルに沿った適正な人員配置及び監視体制であることが確認できた。また、現金の管理については、保管方法、帳簿のチェック体制及び引継ぎ方法など厳重に管理されていることが確認できた。

なお、社内研修については、適宜実施されているが、個人情報保護に関する研修については、法改正もあったことから、書面だけの周知ではなく、講師等による研修を取り入れることを検討されたい。

運営面においては、利用促進に対する工夫が随所に伺えた。また、送迎バスの契約を変更することで費用の削減を図ったり、設備機器メンテナンスに専門業者による点検アドバイスを取り入れた効果的な維持管理方法を採用して予定外支出を抑えるなど、収支改善の取り組みは評価できるものである。ただし、抜本的な収益確保という点で、幅広い年齢層の方に利用していただくためにも、施設の周知方法について再度検討する余地がある。

また、当初計画より多くの方々に利用していただいている結果、機械類に負荷がかかり、令和４年度は多額の修繕費の支出があったことなどから、所管課とも調整し、修繕計画の見直しについても検討する必要があると考える。

さらに、送迎バスについては、年間使用件数０件のバス停があるなど、見直し、改善の余地があるものについても所管課と調整し、検討を図られたい。

イ　所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

運営状況や問題点について、モニタリング会議を通じて指定管理者と所管課が同じ認識を持ち、課題解決の協議を実施されたい。

施設としては新しいものの、今回の監査で機械類への負荷が過大となり多数の修繕が必要となっていることが明らかとなった。多くの方々に利用されているものの、厳しい経営状況が続いていることも踏まえ、昨今の社会情勢を鑑みて指定管理料や減免補填の考え方について改めて検討されたい。

今後とも、指定管理者との連携を強化しながら、施設の管理運営に努めていただきたい。

２　ふじみ野市立大井総合福祉センター

(1) 施設の概要

施設の所在地	ふじみ野市大井中央二丁目２番１号
指定管理導入年度	平成２４年４月
施　設　規　模	・構造：鉄筋コンクリート造 ・階数：地上４階、塔屋１階建 ・延床面積：４，０００．４８㎡（附属施設を含む）
施　設　内　容	１階　ロビー、ふじみんぴんしゃんホール、事務室、※大井デイケアセンター、※厨房、※介助浴室、※特殊浴室 ２階　おおい老人福祉センター（大広間・浴室・教養娯楽室・図書室等）

	３階 交流広場、会議室、健康相談室、※障害者総合相談支援センター「りあん」、※市民大学ふじみ野 ４階 多目的ホール、会議室、録音室、※社会福祉協議会事務室 Ｒ階 塔屋 屋外 駐車場：南側２５台（うち身体障がい者用２台）、北側２７台（うち身体障がい者用 ３台） 駐輪場：約６５台

※は、他の事業者や市が直接使用する部分

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市大井総合福祉センターは、指定管理料等による収入で管理運営されており、令和４年度の指定管理者の管理運営費の収支実績額は、収入額71,703,063円、支出額72,621,004円で、差し引き△917,941円となっている。自主事業費は収入額491,000円、支出額540,000円で、差し引き△49,000円となっており、管理運営費への充当は行われていない。

その内訳は次のとおりである。

ア 管理運営費

収入 （単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
利用料金	80,000	116,650	36,650
事業収入	55,000	0	△55,000
指定管理料	65,986,000	65,986,000	0
雑入	7,885,000	5,600,413	△2,284,587
自主事業から管理経費への充当分	0	0	0
収入合計（ア）	74,006,000	71,703,063	△2,302,937

支出 （単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
人件費	24,656,000	24,116,643	△539,357
消耗品費	933,000	1,106,269	173,269
光熱水費	19,047,000	17,612,877	△1,434,123
委託料	19,585,000	19,619,626	34,626
修繕費	1,192,000	1,282,160	90,160
事業費（市指定事業）	2,516,000	2,585,653	69,653
一般管理費	3,725,000	3,728,209	3,209
その他	2,352,000	2,569,567	217,567
支出合計（イ）	74,006,000	72,621,004	△1,384,996

収支　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
収支（ア－イ）	0	△917,941	△917,941

イ　自主事業費

収入　（単位：円）

費目	年度計画額（A）	実績額（B）	差引額（B－A）
収入（ウ）	480,000	491,000	11,000
支出（エ）	540,000	540,000	0
自主事業収支（ウ－エ）	△60,000	△49,000	11,000

(3) 施設の管理及び運営について

当該施設は、高齢者及び障がい者の自立の促進及び健康の増進や介護予防を図るとともに、市民の相互交流と福祉の向上に資することを目的として、平成１４年１０月に全面オープンした。設置目的から、主たる利用者は高齢者及び障がい者となっている。

また、複合利用施設であり、現在、他の業務委託として運営する、障がい者総合支援センターや、市民大学ふじみ野、市が行政財産使用許可により使用させている、ふじみ野市社会福祉協議会大井支所及び大井デイケアセンターが入居しているので、指定管理者は互いに連携して施設の管理運営に努める必要がある。

(4) 監査の結果

ア　指定管理者

施設に係る管理運営は、概ね適切であると認められた。

管理面については、建設から２１年が経過し、建物の老朽化が進む中で、自社技術者による巡回点検で軽微な修繕や調整を行い、故障や不具合の予兆を察知し、専門業者に引き継ぐ等、早めに取り組む姿勢は評価できる。高齢者及び障がい者が多く利用する施設のため、衛生管理の徹底を図り、安全・安心を第一に今後も適切な施設管理を実施していただきたい。

運営面については、西側地域の福祉増進施設の拠点として介護予防、健康増進を図るための事業を積極的に行っている。特に、令和４年３月にオープンした「ふじみんぴんしゃんホール」の活用については、ほぼ毎日開催される自主事業に多くの方々が参加しており、今後も利用者の増加が期待できる。また、お昼の時間帯を利用して開催している「ふじみんぴんしゃん体操」は、予約不要で自由参加という手軽さが好評で毎日参加する人が多数おり、継続することで一定の効果も現れているとのことから健康増進事業としての成果が感じられる。

なお、委託業務については市内企業の積極的な活用を望むものである。また、

出納簿の明確な表記の工夫については改善の検討をされたい。

利用者の利便性・満足度の向上と共に、同施設内の他部署とも協力・連携し、地域に根ざした施設として引き続き管理運営に取り組んでいただくことを望む。

イ　所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

施設の老朽化による事故等を未然に防ぐためにも、設備の入れ替えや修繕等については指定管理者と協議しながら必要な予算の確保に努め、計画的に実施していただきたい。

また、ふじみんぴんしゃんホールが完成したことにより、多目的ホールの活用が期待される。今後は他の会議室等も併せて、市民等に活用してもらえるようＰＲ方法などの工夫を検討されたい。

年度事業報告書の報告内容が指定管理業務仕様書に定められた内容を網羅していなかったため、所管課として確実に内容確認を行うとともに、改善を望むものである。

高齢化社会の進展とともに、本施設は介護予防の拠点の一つとして重要な役割を担う施設である。新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行を受け、利用者も戻りつつある中で、新たな利用者の取り込みや利用の少ない男性に向けてのアプローチなどについても指定管理者と連携し、取り組んでいくことを望むものである。

第８　まとめ

令和５年度「公の施設の指定管理者監査」について、監査の着眼点に基づきそれぞれの指定管理者及び所管部課に対し、実地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行った結果、概ね適切に施設の管理運営及び事務事業が執行されているものと認められた。

今回の監査において指摘した改善事項及び検討事項は、適切な措置を講じ、今後の指定管理業務に活かし、高品質なサービスの提供と管理の効率化が図られるように期待する。

指定管理者制度導入の一義的な目的は、公の施設の管理に民間の活力を導入し、その経営感覚やコスト意識を活用し、最小の経費で最大の効果を挙げ、市民サービスの向上を実現することにある。

今後も、指定管理者がそのノウハウを十分に発揮できるよう、市は指導監督に努め、指定管理者と共に、施設の適正な管理と利用者に対するサービスの向上が図られるよう望むものである。